

第201100043293号
平成23年6月16日

宮 部 龍 彦 様

鳥取県教育委員会事務局人権教育課長 岸 田 康 正



米子で立場宣言を行なっている小学校について（回答）

平成23年6月7日に「県民の声」でお問い合わせのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

「社会的立場の自覚を育成する取組」に対する御意見をいただき、ありがとうございます。

本県では、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」で、「県内に暮らすすべての者の責務」を「相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない」と定めています。また、この条例に基づいて策定した「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」で、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であるとの認識を育むため、人権教育・啓発を積極的に推進することとしています。本県教育委員会では、これらに基づき、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を育成するよう取り組んでいるところです。

学校教育においてこの取組を進めるにあたっては、日々の教育実践の中で、児童生徒同士が豊かにつながり共に生きていることを実感できているか、全ての児童生徒が自己実現に向けて勉学に励むことができているか、そこに入権や差別の問題が影響を及ぼしていないかを振り返りながら取組むことが大切であると考えています。すなわち、何か特定の授業において、特別の指導を行うというものではなく、通常の教育実践の中で、日常的に取組むものと考えているものです。

御意見をいただきました、昨年9月の県議会議事録につきましては、以上の考え方に基づき、本県教育委員会として答弁した内容が記録されたものです。従いまして、議会で質問の対象となった学校において、御意見にあります立場宣言といったような、何か特別な実践が行われたと捉えているものではなく、県内の学校において日々の教育実践の中で行われている取組について質問があり、答弁を行ったものですので御理解ください。

今後とも、本県の人権教育に御理解を賜りますようお願いいたします。